

## 《第6号議案》

# 共同利用施設整備積立金(きゅうり)規程の制定について

〔制定理由〕 国の補助事業における採択要件において、継続的な利用が可能となる積立計画を定めるよう求められていることから、本規程を制定するもの。

### 共同利用施設整備積立金(きゅうり)規程

(目的)

第1条 総合選果場のきゅうり選果機の更新等にかかる財源を確保し、きゅうりの集出荷を継続的に行うことを目的として、任意積立金(目的積立金)を設置する。

(運用)

第2条 この積立金の積み立て、取り崩し等に関する事項は、定款の定めのあるもののほかは、この規程の定めによる。

(名称)

第3条 この積立金は、共同利用施設整備積立金(きゅうり)(以下、「積立金」という。)という。

(積立目標額)

第4条 積立金の積立目標額は、39,000千円とする。

(積立基準)

第5条 積立金は、剰余金(繰越損失金のある場合には、これを補填した後の残額)から積み立てることができる。

(取崩)

第6条 この積立金は、総合選果場のきゅうり選果機等更新が必要である場合に取り崩すことができるものとし、理事会の決議により行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総代会の決議による。

附則

この規程は、令和8年6月25日から施行する。